

わかりやすく教えて！

行政サービスの均一化について

Q

1市4町が合併して市役所のいろいろなサービスが統一されましたが、合併前よりも良くなったものもありますが、反対に悪くなったものもあるような気がします。それから、合併前の市や町ごとに見ると、特定の地域ばかりが良くなっているような気がします。実際にはどうなのでしょう？

A

（合併推進室）

○大部分の行政サービスは合併前の水準を維持しています。

現在の栃木市の行政サービスは、合併前の旧市町と比較して、サービス水準をできるだけ維持するよう調整、事務事業の一元化を図ってまいりました。平成24年12月末現在で調査したところ、大部分の事務事業は合併前のサービス水準を維持するか、プラスに作用していますが、一部、財政運営上の理由や新しい事業に切り替えるため、地域によってはサービスがマイナスに作用した事務事業もあります。

○行政サービスがプラスに作用した件数は、全ての地域でマイナスに作用した件数を大きく上回っています。

合併後にサービス内容が大きく変化した事務事業は、全体の事務事業（約2,000件）の中では一部です。なお、サービス内容が変化した事務事業を各地域別に見ると、いずれの地域もサービス内容がプラスに作用した事務事業数がマイナスに作用した事務事業数を大きく上回っています。

市民からの質問に答える

市政質問箱

○特定の地域が優遇されてはいません。

新市の事務事業の内容は、合併協議の場において旧市町の代表者が協議し確認したものであり、新市発足以降に調整した事務事業についても特定の地域に偏ることなく市域全体に配慮し、調整を行っています。

なお、合併前の各市町の行政サービスの水準や事業内容は、当然のことながら全てが同一ではありませんでした。

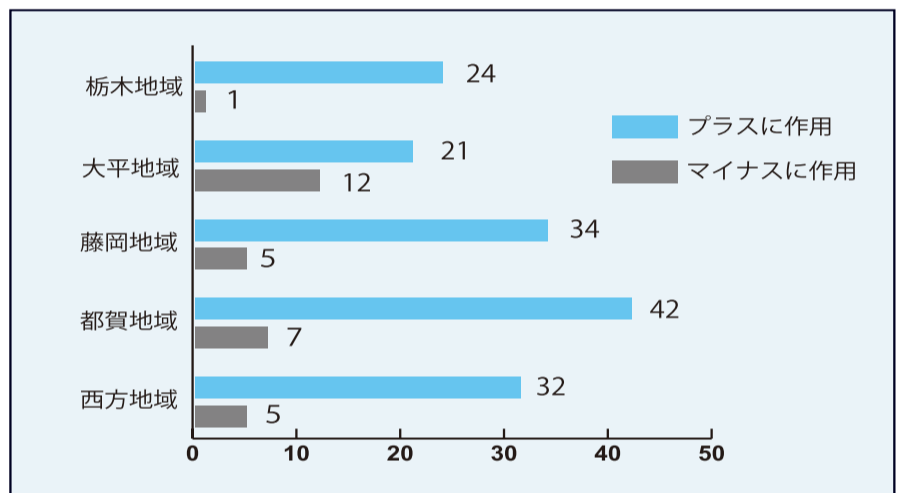
そのため、地域によっては合併前から取り組んでいた事業が新市に引き継がれて現在も行われていたり、あるいは事務事業の一元化によって一部の行政サービスが合併前に比較してプラスまたはマイナスに作用したりしていますが、特定の地域が特に優遇されるということはありません。

○オール栃木の視点で

新生栃木市が、オール栃木として飛躍するためには、市民の皆さんに栃木市民としての一体感を持っていただくことが不可欠です。そのためには、地域の枠を越えて栃木市民として同じ行政サービスを受けられるようにしなければ一体感は生まれません。

市では、事務事業の一元化に限らず、全ての事業執行において、オール栃木の視点で公平な行政運営に努めています。

	サービス内容がプラスに作用した事務事業	サービス内容がマイナスに作用した事務事業
栃木地域	赤ちゃん誕生祝金、敬老会事業費補助など 24件	私立幼稚園教育助成補助* 1件
大平地域	市民活動推進補助事業、特定健康診査事業など 21件	赤ちゃん誕生祝金、敬老会事業費補助など 12件
藤岡地域	市民活動推進補助事業、敬老会事業費補助など 34件	中学生海外派遣事業、資源物回収活動団体報償金など 5件
都賀地域	市民活動推進補助事業、赤ちゃん誕生祝金など 42件	中学生海外派遣事業、敬老会事業費補助など 7件
西方地域	市民活動推進補助事業、赤ちゃん誕生祝金など 32件	資源物回収活動団体報償金、敬老会事業費補助など 5件



*栃木地域の私立幼稚園教育助成補助は減額になっていますが、私立幼稚園子育て支援事業費補助を増額し、私立幼稚園に対する補助総額では合併前の水準を維持しています。

○参考 サービスが変化した主な事務事業の比較表

※地域（旧市町）ごとに、サービスがプラスに作用した（マイナスに作用した）主な事務事業

No.	事業内容	栃木	大平	藤岡	都賀	西方	サービスのプラス・マイナスの内容
1	中学生海外派遣事業	○	▲	▲	▲	○	栃木・西方は新規導入、他は派遣人員の縮小
2	消防団員報酬	○	—	○	○	○	報酬額を一定の基準に統一
3	定住希望者住宅新築等補助金	○	—	○	○	○	制度を市全域に拡充
4	市民活動推進補助事業費	○	○	○	○	○	旧栃木市の市民協働まちづくりファンド助成事業を拡充
5	消費生活センター運営費	—	○	○	○	○	市全域を所管する消費生活相談員5人を配置
6	特定健康診査事業	○	○	○	○	—	栃木・大平・藤岡・都賀は自己負担あり → 自己負担なし
7	重度心身障がい者医療費助成事業	○	○	—	○	—	栃木・大平・都賀は一部自己負担あり → 自己負担なし
8	こども医療費助成事業	○	○	○	○	○	中学3年生まで補助拡大
9	妊産婦・ひとり親医療費助成事業	○	○	—	○	—	栃木・大平・都賀は自己負担あり → 自己負担なし
10	住宅用太陽光発電システム設置補助	○	▲	○	○	○	制度を市全域に拡充（大平は補助単価が減）
11	資源物回収活動団体報償金	○	▲	▲	▲	▲	報償単価の統一
12	家庭児童相談事業	—	○	○	○	○	市全域を所管する家庭相談員3人を配置
13	養育支援家庭訪問事業	—	○	○	○	○	市全域を所管する養育支援員2人を配置
14	ファミリー・サポートセンター事業	—	—	○	○	○	藤岡・都賀・西方は制度なし → 制度を市全域に拡充
15	赤ちゃん誕生祝金	○	▲	▲	○	○	現栃木市：第2子＝1万円、第3子以降＝2万円
16	敬老会事業費補助	○	▲	—	▲	▲	補助額の統一（80歳以上一人1,000円）
17	単位老人クラブ補助金	—	○	—	○	▲	補助金額を一定の基準に統一
18	はつらつセンター事業	○	—	○	○	○	制度を市全域に拡充
19	紙おむつ購入費助成事業	○	○	—	○	○	対象者：要介護3以上で常時使用者、月額3,500円
20	予防接種事業（小児インフルエンザ予防接種助成）	○	○	—	○	—	制度を市全域に拡充
21	妊婦健康診査事業（妊婦歯科検診）	—	○	○	○	○	制度を市全域に拡充
22	中小企業緊急景気対策特別資金融資	—	○	○	○	○	制度を市全域に拡充
23	中小企業創業資金融資	—	○	○	○	○	制度を市全域に拡充

（凡例 ○ サービスがプラスに作用したもの（新規導入、補助金増額、事業内容の拡充など）
 ▲ サービスがマイナスに作用したもの（補助金減額、対象者縮減、事業廃止など）
 — 従前と同じ